

〔研究ノート〕

J. C. ベリ一博士伝

—明治初期・監獄改良の先駆的恩人—

（目次）

- 一 生いたちと前歴
- 二 伝導医師としての来日と獄舎報告書
- 三 獄舎報告書の評価と影響
- 四 医療・慈善活動と晩年の面影

重松一義

一 生いたちと前歴

ジョン・C・ベリー John C. Berry (一八四七—一九一六年) は一八四七年(弘化四年)一月十六日、アメリカ合衆国メイン州サガダオーラーク郡フィックスブルグという海辺に近いところであるが、ケネベック河畔の小さな農場をもつ酪農業・ベリー家の次男として生まれている。父はステファン・デカター、母はジエーン・メリーといい、父は早く亡くなっている。このため母と三人の姉兄弟の末弟として、つつましく、敬虔な宗教的雰囲気の家庭で育つたといわれる。十一歳の頃まで母は針仕事で子どもたちを育てており、その姿を見て、以降、彼は独立の精神のもと木挽所の大工手伝い、草刈人夫、店番、歯医者の助手などをしながら勉学を続けている。十五歳のときには南北戦争への従軍を志願、微兵士官が訪れているが、十八歳以上でなければ資格がなく、ことわられたという。

本格的な教会活動は十八歳のときからで、周囲の友人や親族からはおそらく牧師になるものとみられていた。しかし救済的・社会奉仕をして実践的な医学を志し、学資を得るために教師(家庭教師とみられる)をやりながらメイン州の医学校モンマウス・アカデミーで眼科を学んでおり、フィラデルフィアのジェファーソン医科大学にも在籍し外科をマスターしている。一八六七年、二十歳となつていて、この年、大病を患つたといわれている。しかし、なお生活と学資を得るための教師の仕事は続けられていた。この年はフロリダで水夫監督の職が紹介されるが、これをことわり、沿岸を小船で、にわかに普及しつつあるミシンを販売する高給の外交員の仕事に就き、ブース湾で暴風雨に遭難し船が座礁するなど、さまざまな出来事があつた年である。

一八七一年(明治四年)、二十四歳の年であるが、メイン州の医学校モンマウス・アカデミーを卒業、眼科医の資格を取得、フィラデルフィアのジェファーソン医科大学をも卒業して医学博士の学位を得ている。ここで

外科の権威 Listerなどの手術時化膿防腐の最先端理論と技術を修得、卒業後はメイン州のサウス・ポートランドで一年間、伝導医師としての仕事に従事、同時に宣教師の資格をも取得している。

二 伝導医師としての来日と獄舎報告書

こうして若きベリー博士は、一八七二年（明治五年）四月十日、メイン州でマリア・エリザベス・ゴープと結婚、アメリカ外国伝導局の命により、東洋伝導の医師として日本に派遣されることに決まったのである。同年六月、アメリカ丸（車蒸氣船・四五〇〇トン）でハワイ経由、太平洋を渡り横浜港に入港、来日の第一歩を印している。同年さっそく神戸に赴き、神戸市生田神社前の外国人居留地に居をかまえ、最初に着手したのが近くの貧民への施療であった。これは恵済院と呼ばれ、間もなく神戸国際病院医師として本格的な医療奉仕活動に従事している。同年九月、たまたま神戸市で脚気が流行、その原因究明のため囚人の死体解剖を要望、神戸病院で邦人医師立会いを条件に許可されている。翌明治六年からは神戸病院内に解剖所が常設され、しばしば同所で執刀をなしたという。

このような縁から、神戸監獄の囚人治療も依頼され、監獄内に出入りすることになるのであるが、そこで監獄内での痛ましい笞刑の状景を目撃することになる。獄則違反への懲罰としての笞打ちであるが、

その囚人は仰向けに地上に横たへられ、その両手はひろげられ、そして地上に打込んである所の杭に手首がしつかりと結びつけてあるのであります。そしてその囚人の足も同じように両方開いて後にある杭におののしつかりと結びつけられています。

この囚人の傍には一人の頑丈な獄吏が、竹を割つて、これを又能く縛つてある四尺五寸位の長さの棒を持つて立つて居る。さて彼は、その囚人の先づ左側の方に立つて、竹の笞を振り上げて囚人の股、又は臀部

の柔かい所を目掛けてピシピシと打ち下ろしたのであります。凡そ二、三十回程も打たれたらうと思ひますが、見ていると、最初はその笞を受けた皮膚が赤くなりましたが、次第にその肉はピリピリと震えて来まして、見る見るうちに腫れ上り、最後には、その部分はまるで紫色に變るという工合で、実に眼もあてられないうような悲惨な光景でありました。その時、そこに居合わした監獄医が私に告げた言葉によると、その笞を受けた結果、屢々根深い意地の悪い腫れものがそこから出来て、癒すことが出来ないと云うことがありました。

これこそ私をして監獄改良を思い立つに至らしめた動機でありました。⁽¹⁾と回想談で述べられている。いかにも医師の眼からみた人道的動機といえよう。こうしてベリー博士の監獄改良への動きは翌明治七年、兵庫県令・神田孝平に監獄視察（内地旅行）を願い出ることから始められた。同年二月十日、兵庫県令はさつそく外務卿・副島種臣に上申し協議しているが、當時、外国人の国内視察を認可することは大きな制約があり難しいことであった。このため「副島は監獄の実態が西洋人に知られるのを惧れたものか、これを許さなかつた」ともあり、また一面においては、

事の順序として取敢えず時の米国駐日公使ビンガム氏の手を経て監獄參觀のことを外務省に要求する所ありしも、不幸にしてその許可を得るに至る能はず、公使は深く翁の志を憫み、更らに本国華盛頓政府に移牒してその助力を請ふ所あらんとせしに、該政府当局者は締盟国の内政に立ち入るの嫌ひありとの理由の下に、ベリー氏をして強ひて參觀を求めるとするの意向を撤回せしむべしとの内訓を送り、公邊の手続は此に終に打切をなすの已む能はざるに至らしめぬ。⁽³⁾

という裏事情もあつたようである。しかし副島外務卿もその熱意を汲み、監獄の主管である大久保利通内務卿に直談判するよう紹介状を与えていた。大久保内務卿は面談即座にその意を了し、京阪地方の監獄參觀に快諾を与えていた。こうして一八七六年（明治九年）八月二十三日、大久保内務卿に飾磨・兵庫・大阪・京都の四監獄を視察したベリーの『獄舎報告書』が出されるのである。そのごく一部を引用し例示すれば、つぎのよう

な回答が見られている。

獄舎報告書

〔疑問第一條〕貴県下ノ牢獄ハ中央總括有司ノ管轄ニ帰スル歟、然ルトキハ即チ其ノ支配ノ權ハ彼ノ有司ニ於テ總テ之ヲ專有スル歟、將夕地方有司ト之ヲ分轄スル歟。一千八百七十二年合衆國公使ドクトル・ワイン氏ノ倫敦府ニ於ケル萬国牢獄集議院ニ差出サレタル疑問ヲ多ク拙者ハ拾用セシニ付キ、此等ノ疑問ハ夫レト稍相類似スル者ト了知セラルナルヘシ。

○兵庫県答　牢獄ハ地方警保課ノ担任タリ、地方長官（筆者注＝知事）ハ太政官ノ命ヲ奉シテ之ヲ管轄ス。刑罰ハ判事之ヲ申渡シ、警保官是レヲ施行ス。

○大阪府答　牢獄ハ我政府ノ管轄ニ帰スト雖モ、罪人ヲ処分スルハ裁判官ニ在リテ刑ヲ行フハ大阪府ニアリ。

〔疑問第四條〕牢獄中ニ罪人分科ノ方法ヲ設ケラル歟。若シ然ラハ其ノ用法及ヒ夫ノ結果ハ如何。年少罪ヲ犯スモノ老黠ノ犯徒ト認メラル者ノ為メニ蠱惑煽動セラルヲ防遏スル事ニ尽力セラル歟。

○兵庫県答　未決ノ囚ノ重キ者ハ本牢ニ入レ、軽キモノハ仮牢ニ入ル、已決ハ懲役トシ、本籍吟味中ノ者ハ留置ニ處ス。總テ年少者ノ別ナシ。女檻・病檻ハ図ノ如シ。

○大阪府答　罪人ハ同類・手合・初犯・再犯・輕重ヲ区分シテ悪誘ナカラシム。一房ニ一名或ハ二名頭タル者ヲ置キ、蠱惑煽動ナキ様注意セシム。（前略）抑モ囚人共ノ内ニ分科ノ方法ヲ設クヘキノ切実緊要ナルハ更ニ茲ニ弁明スルヲ要セサルナリ。拙者ノ閲檢セシ牢獄中ニ施行セラレシ獄則ノ当ヲ得サルカ為メ、拙者ハ其ノ獄中ニ初犯少年ト久シク惡事ヲ業トシ、其ノ罪惡ノ發覚ニ因リ、再ヒ繫獄ノ罪ヲ受ケタル老黠ノ犯徒ト同房ニ相雜居シ、而シテ自由ニ接話スル事ヲ許サレ、為メニ其ノ老黠ノ犯徒ハ曾テ自ラ経験セシ

悪事ノ功績ヲ追想シ出シ、是レヲ其ノ少年ノ犯徒ニ教諭シ、加之其ノ仲間内ニ稍改心ノ徵候ヲ顯ス者ヲ搜出シ、百方其ノ志ヲ嘲笑煽動スルガ如キ弊害ヲ目撃シタリキ。此ノ如ク囚人交話ノ管制ナク、夫レカタセシメ、加之更ニ悪事ノ新工夫ヲ得セシメ、為メニ牢獄ハ罪人共ヲ教化シ、且ツ其ノ懲罰ノ為メニ設ケラレタル場所ト称スルヨリ寧口罪惡ノ学校ト称スルニ如カサル事前顯ヲ以テ瞭然タリ。（中略）マコンテ氏ノ著述獄舎統轄法ニ曰ク「各囚分房ハ獄則改良ニ付テノ緊切ナル要旨ナリト」（下略）

〔疑問第七條〕獄吏能ク其ノ職ヲ尽シ得ルタメニ何ヲ以テ之ニ教フル歟。日本ニ在リテハ学校ヲ設ケ、而シテ獄吏ヲ教誨スル事ヲ欲セラル歟。

○兵庫県答 獄吏ヲ教フルノ法ナシ（筆者注：監獄官吏の教養・練習・研修の機関が無いとする回答である）

○大阪府答 獄吏ノ事ニ付キ将来ノ意見曰今答へ難シ（中略）抑モ又少年罪囚ノ教育ハ、恶心ノ凝結シタル成人犯徒ヲ教導スルノト比スレハ、其ノ煩勞ハ素ヨリ些シク容易ナルヘシ。然リト雖モ何国ニ於テモ、小児犯徒ノ教師ハ其ノ職務ヲ司ル以前ニ格別ノ教育ヲ受クルモノナリ。然ルニ日本國ニ於テハ、曾テ医学及ヒ法学ヲ設置シ、加之戦争ノ如キ罪惡ノ最モ大ナルモノヲ犯スヲ以テ職務トスルカ如キ軍務ニ於テモ、亦其ノ職ニ堪フヘキ人物ヲ得ンタメ一層特別ノ教育ヲ施サレルト雖モ、苟モ囚人ヲシテ人民社会ノ善良ニ且ツ有益ナル社中タラシムヘク之ヲ誘導スルノ職ヲ掌ル重要ナル官吏ヘハ未タ曾テ毫モ教育ヲ施サレサルハ果シテ何ノ謂ンヤ（下略）。

〔疑問第十條〕牢内ニ在リテハ囚人ニ工役ヲ取ラシムル歟。然ラハ其ノ工役ノ種類如何。

○兵庫県答 懲役ノ徒ハ工作ヲ為サシム。筵、縄、竹細工、大工、付木、桶師、船、苦^{よも}、土木等ノ類、女囚ハ紡績、茶撰、裁縫、洗濯ノ類

○大阪府答 役場内外ニ在リテ取ラシムルナリ。即チ

(内役) 間頭・副間頭・看病頭・看病・炊・薪割・掃除・大工・當繕手伝・木挽・指物・木履工・精米・同臼回り・同倉働・紙漉・紙張・紙打・紙屑撰・井戸縄綯・荷造縄綯・草履工・草鞋工・筵織・網結・籠工・手拭下画・足袋縫・耕耘、

(外役) 諸品運搬・荒地開墾・街路修繕・川浚土砂運送・刑死並未已決病死遺骸片付。

(女囚内役) 間頭・副間頭・看病・糸紡・針仕事・洗濯・網結・花緒・緒縫・紙屑撰 (同外役) 洗濯ナリ。

〔疑問第十四條〕 罪囚ハ放囚スルニ至リテモ、尚尽力シテ其ノ操業ヲ担保セラルルカ、此力為メニ会社ヲ設ケ尽力スルモノアルヲ欲スル歟。

○兵庫県答 放囚ノ節ハ心得書ヲ読ミ聞カセ、本籍ニ送リ回スルニ止ル。

○大阪府答 罪囚ハ放囚スルニ至ツテ、其ノ操業ヲ保タセシムルニ尽力スル事アリ。此レカ為メ会社ヲ設ケ尽力スルヲ願フ者アラハ、其ノ設方ニ依リ之ヲ許ス事アリ (中略) 抑モ已免ノ囚人ヲ保護スルノ義務ハ、警保官ニ於ケル如ク、復タ人民社会ニ於テモ是ヲ負担スルモノナリ。其ノ義務ト云フハ、其ノ入獄中ニ當生ノ業ヲ学ハシメ、其ノ放免ノ後ハ是ヲ當マシメ (中略) 、斯ノ如キ保護ヲ做ストキハ、獄舎ノ設立アル所ヘハ總テ罪囚教育会社ヲ設ケサルヘカラス (筆者注) 以下、英・佛・蘭・独・丁・瑞典・那威及び米利堅合衆国等の諸國にこれら会社のあることを挙げ) (中略) 、必ス彼ノ教育会社ノ設立ヲ切要スヘシ (中略) 。拙者ハ其ノ方法ニ付テ最モ高尚ナル著述者、即チ倫郭府ニ於ルブローン氏の卓論ヲ建言スヘシ。抑モ其ノ説ニ曰ク、牢獄ノ宗教師、地方監察有司、地方ノ職人 (細工人) 二名及ヒ其ノ他此ノ会社ヲ扶助セント志ス紳士等ノ如キ些少ノ人員ヲ結集シ、以テ自ラ已免罪囚教育会社ノ名ヲ下シ能フ可シ。其ノ獄舎宗教師歟或ハ其ノ他篤行ノ紳士自ラスノ会社ノ事務長ニ任シ、而シテ此ノ会社ハ其ノ規則ヲ編選シ各協議ヲ遂ゲタル後チ、是ヲ地方官ニ捧呈シ、以テ其ノ批評ヲ乞ヒ、次キニ斯ノ会社ハ已免罪囚教育会社タルノ公認ヲ得ン為メ、其ノ允許状ヲ政府ニ乞フヘシ。已ニ此ノ允許状ヲ占ムルトキハ、此ノ会社ハ其ノ權力ニ因リテ地方監察有司

ヨリ給与金ヲ受取ルノ機会ニ在ルナリ。若シ平民ヨリ此ノ会社ノ資金へ寄付スルモノナキトキハ、此ノ会社ハ地方官ヨリ領受シタルタケノ金額ノミヲ以テ入費ノ支給ニ供スヘシ。此ノ会社ノ事務局ニハ別ニ家屋ヲ設クルヲ要セス。其ノ事務ヲ整理スルニハ牢獄内ノ家屋カ或ハ宗教師ノ房室歟ヲ以テ其ノ事務局ニ代ヘシメ、而シテ斯ノ会社ノ社員一名ヲ選ミ、以テ書記ヲ掌ラシムルヲ要スヘシ（下略）。

三 獄舎報告書の評価と影響

この有名なベリー博士の『獣舎報告書⁽⁴⁾』といわれるものは、当時の兵庫県二等通訳官である伊東巳代治（のち伯爵・伊藤博文第三次内閣の農商務大臣）により翻訳され、外務卿・寺島家則と内務卿・大久保利通の両者に提出、全国府県に配布されると共に、監獄実務の参考に供せられている。全編七十三綱目の整然とした監獄改良論である。これを通読して知り得ることは、明治初期の監獄の実情と、それを踏まえた教化・衛生・規律などを中心とする監獄改良への先駆的意見、とりわけ監獄を統括する中央官庁と地方官との関係の重要性、囚人分類法の確立（当時アメリカで模範とされた一房一囚のペンシルバニア制（Pennsylvania system）を示しながら日本的舍房区画を容認）、残酷な懲罰の廃止、監獄官吏の教養向上と研修機関の必要、専任教誨師配置の必要性、出獄人保護会社の必要性（本文でいう已免罪囚教育会社）などが強調されている。

専任教誨師の必要性は、明治七年の佐賀の乱で国事犯などが収容されている兵庫仮留監の囚人治療や教誨に係わっているとき、教誨師の必要性を痛感、県令・神田孝平に申し出て神戸教会長老の前田泰一を教誨師に迎える糸口をつくっている。これが、わが国監獄でのキリスト教専任教誨師の嚆矢となるのである。また免囚保護会社設立については、明治二十一年、篤志家・金原明善⁽⁵⁾、静岡県副典獄・川村矯一郎の尽力と、深い理解を示す県令・関口隆吉の認可により発足、山形・大分などにも同種の会社の設立を見ることになる。

この『獄舎報告書』のなかで注目されることは、ベリー博士の質疑の土台となつてゐる事項は、一八七二年（明治五年）の第一回万国監獄会議（筆者注：本文中には萬国牢獄集議院と翻訳され表記）の資料を踏まえていることであり、アメリカの社会事業家・伝道関係者の間では、すでにこの種資料の写しが文献として流布し、知られていたともみられ、あるいは獄舎訪問前に駐日公使館などから入手していたものと考えられる。また大阪府の回答はいずれも進歩的で鋭いものがあり、戦争の害悪という反戦的で自由な表現が所々に見られるのみならず、マコンテ著『獄舎統轄法』、ブローン主張の「己免罪囚教育会社」といった最新知識が見られるることは、おそらく明治五年、監獄学に熱心な小原重哉を中心とした香港・シンガポールの監獄を視察した組より伝えられたものであろうと思われるが、一つの驚きでもある。

ベリー博士の『獄舎報告書』のマスコミ的な評価としては、「監獄改良の興奮剤」などといわれているが、後世、昭和四年に出版された『日本に於けるベリー翁』所掲の評価として、小河滋次郎（監獄学者・社会事業家）は「監獄改良の恩人」と評し、原泰一（当時、中央社会事業協会総務部長・同書発行者）は「監獄改良の先駆的意見を政府に伝えた貴重な功労者」と、泉一新熊（当時、司法省刑事局長・法学博士）は「小原重哉起草の明治五年監獄則が事実上施行中止という直後であつたときだけに先駆的意見で、一八九〇年の第四回万国監獄会議へ向け刺激を与えた」との趣旨のことを記している。

四 医療・慈善活動と晩年の面影

その後、一八七七年（明治十年）、内乱ともいえる西南の役が勃発したことから、同年四月十七日、神戸病院より賜暇をとり、アメリカに一時帰国している。このとき兵庫県令・森岡昌純は一つの区切りとしてベリー博士に感謝状と添器一箇・錦綺若干疋を贈つており、賜暇を終えて帰任の折、伊東巳代治（内務省書記官から外

務省権大書記官)への土産としてホイートンの名著『国際法』とフランス語の図書を二冊土産として贈つている。この『国際法』は伊藤博文らの憲法起草・憲政活動にも役立てられたといわれるものである。

帰任後、一八七九年(明治十二年)四月、ベリー博士は岡山県令・高崎五六の懇請に応じ、僚友ケレー、ペテー両氏と共に岡山市弓町に移住、岡山県立病院の建設に努力、院長に就任、内科・外科・婦人科を担当している。さらに県は倉敷・高梁・惣社その他に出張所を設け、巡回診療をおこなつてゐる。また岡山監獄の衛生設備の改善や岡山市の下水道工事、市区改正について意見をのべ、近隣学校・道路の修繕費について県からの給料を寄付、日曜学校を開くなど、さまざまな活動がなされている。県ではこれに報いるため、岡山市外東山の山上に三棟の西洋館を住居として提供しており、これが岡山県の最初の西洋館といわれてゐる。以下、年次を追つて晩年に至る医療・慈善活動を追えば、

一八八〇年(明治十三年)十月、岡山基督教会を設立、石井十次の岡山孤児院設立に大きな助力をなしてい る。

一八八三年(明治十六年)五月には京都の同志社で医学校創立の議があり、代表・新島襄、社員・中村宗助が協議のうえベリー博士の招聘を決め、ベリー博士は岡山より京都に移住、付属病院・看護学校創立の資金調達に奔走、アメリカにも渡り遊説している。

一八八六年(明治十九年)この年の秋、同志社の病院・看護学校設立のメドが立ち、建築に着手。

一八八七年(明治二十年)八月三十日、同志社の病院・看護学校の開院式と開校式を挙行。これは日本最初の看護婦学校で日本赤十字社設立よりも五年早いものであった。

一八九一年(明治二十四年)春、ベリー博士の紹介もあり、丹波教会の牧師・留岡幸助が北海道の空知集治監教諭として赴任。のち渡米、エルマイラ少年感化監などを視察、家庭学校など少年感化事業に献身することになる。同年十月、濃尾大地震があり、ベリー博士は同志社病院の医員・看護婦・生徒を率い十数

日にわたり救護に従事。

一八九三年（明治二十六年）十月、二十一年間の日本伝導・奉仕活動を終える。帰国の途次、ウイーンに向かう。

一八九四年（明治二十七年）一冬を越しウイーンに外遊、ヨーロッパの最新医学（眼科・耳鼻咽喉科）を学び、アメリカに帰国。

一八九六年（明治二十九年）米国マサチューセッツ州ウースター市ハイランド町七番地に帰住。以来しばらくわが国に来遊の機会を得ず。

一九一二年（大正元年）九月十一日、六十六歳のベリー翁に日本国天皇は勲三等瑞宝章を贈る。

一九一八年（大正七年）三月二十五日、ベリー翁は観光のため二十六年ぶりに来日。三月二十七日、大久保利武公爵（故大久保利通の令息）、ドクトル・ペティー、小河滋次郎、留岡幸助、原胤昭の案内で青山墓地の故大久保利通卿の墓に参詣し献花、追頌文を朗読。三月二十八日、帝国ホテルで中央慈善協会主催の歓迎会が催され五十有余名出席。四月五日、大阪ホテルで救済事業研究会主催の歓迎会開催。五月八日、神戸より満州・朝鮮を巡遊し帰国。

一九二三年（大正十一年）ベリー翁は故郷で金婚式を挙げる。わが国の知己社会事業家二十二名は銀製の花瓶一对（飴谷豊広彫刻の旭日老松の図・高さ一尺一寸・幅九寸・目方四貫六百匁）を贈る。

一九二六年（大正十五年）ベリー翁、故郷ウースター市トウブリッジ街二十八番地の自宅で永眠、七十九歳。

一九二八年（昭和三年）十月一日の『アメリカ紳士録』には、晩年の記述として、

アメリカ医学会、マサチューセツ州医学会、ニュー・イングランド眼科医会およびアメリカ革命記念会（ウースター支部の前会長）の会員たり。所属クラブはウースター経済クラブ（前会長）、組合教会クラブ（前会

長)、ウースタークラブ(退会)。尚ほアメリカ外国伝導局の維持局員であり、その審議委員として九年間勤めた。住所、マサチューセッツ州ウースター市トウブリッジ街二十八、事務所、ウースター市プレザント街三十六。夏はメイン州フィブスブルグ「ワインブルグ」

とあり、医学と伝導による生涯を貰いたことが伺える。今ここにベリー博士の足跡をわが国の立場から改めて静かに回想すれば、維新直後、文明開化の激動期に、最も渴望する最先端の洋式近代医学と豊かな博愛・人道の知識を慈雨のごとく携えて来日したことは、かつて切支丹弾圧という暗黒時代、外国人排斥の時代と異なり、わが国にとつてもベリー博士にとつてもきわめて幸せなことであった。それに永年の滞在により広い慈善事業、社会事業の人脈を構築しつつ、「石田を耕やせる感の世界」といわれた、こと監獄界に限つても、『獄舎報告書』が自づとゼーバッハの「獄事概則」につながつており、監獄改良に眼に見えぬインパクトをもつて風穴を開いたことは確かである。地道な評価であるが、

翻つて翁によつて為されたる事業の跡を辿るとき、翁の人格のいかに高潔にして偉大なりしかば、その当時、関東に於いて働きつゝありし故ヘボン博士と共に並び賞すべきもので、その功績を永遠に伝え胎すことには於いて我等は吝ではないのである。⁽⁷⁾

と、ヘボン博士の業績と対比した評は、互いに異質はあるが、ある意味で正鵠を得たといえよう。

〔注〕

- (1) 大久保利武『日本に於けるベリー翁』一九七頁・東京保護会、昭和四年。原泰一氏がエール大学留学時、七十歳のベリー翁を訪問した時の聞き書きによる。
- (2) 平松義郎稿『刑罰の歴史・日本』、莊子邦雄・大塚仁・平松義郎『刑罰の理論と現実』七一頁所収・岩波書店、昭和四七年。
- (3) 前掲書(1)、一九二頁。

(4) 刑務協会編『日本近世行刑史稿』下、一二頁、資料(3)、前掲書(1)、二一五頁以下所収。

(5) 新谷九郎稿「金原明善」、安形靜男稿「川村矯一郎」、日本更生保護協会編『更生保護史の人びと』(平成十一年) 所収。

(6) (7) 『大日本監獄協会雑誌』第四七号(五巻第三号)、一七頁、明治四〇年。
前掲書(1)、三頁、大久保利武の評。

〔補記〕

(注) ベリー博士の『獄舎報告書』は紙幅の都合上、じく一部の引用にとどめ、現代文の表現とやや違和感があつても、博士の原文をそのまま尊重した。

(注) 他にベリー博士を含む監獄教誨の小論として、拙稿「明治の監獄教誨断章——キリスト教伝導をめぐる人々——」
〔雑誌『福音宣教』一九九七年一一月号所掲〕がある。